

財務省告示第六十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十九年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年二月二十八日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十九年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	四三トン
三	一トン
四	二三、六四一トン
五	一、一五二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
三四六トン	七五五トン	一一、 一ト	一六、 六七二トン	三三、 三二トン	三三、 四トン	四五九、 一七五トン	一、 二四五、 二九トン	四、 六、 二七トン	七六、 一七九トン	四、 八二トン	五、 二一 トン	三五、 八二トン	三・ 九五トン	一・ 三三トン	七 トン	

二九	八八〇トン
二八	八トン
二七	一一、七八三トン
二六	三、一一二トン
二五	トン
二四	一一二トン
二三	四、七九七トン
三三	七四トン
三一	三五、五八トン